

吉田利宏(よしだとしひろ)元衆議院法制局参事(Web ページから転写)

## 目的規定

目的規定は条文の解釈を考える上で大きな目安になるということです。

目的規定は会社でいえば「定款」に当たります。会社が定款の範囲内で業務を行えるように、**法律は目的の範囲内で存在します**。つまり、一つひとつの条文の解釈は目的規定を意識しながら行うことになるのです。

## 奈良市都市公園条例(抜粋)

### (目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、奈良市都市公園(以下「都市公園」という。)の設置及び管理について必要な事項等を定めて、水と緑と空間を基調とする**都市公園の健全な発達を図り**、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

### (利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合、又は**都市公園に関する工事のため**やむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

## 都市公園法(抜粋)

### (目的)

第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、  
**都市公園の健全な発達を図り**、もつて公共の福祉の増進に資することを  
目的とする。

### (条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市  
公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例(国の設置に係る都市  
公園にあつては、政令)で定める。

### (都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の  
区域の全部又は一部について**都市公園を廃止してはならない**。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以  
外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の  
必要がある場合
- 二 **廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合**
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市  
公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅し  
た場合